

# 令和4年度 特別支援教育研究実践報告会資料

開催方法：対面（県庁 講堂）およびオンライン（Zoom）  
日 時：令和5年2月22日（水）  
14時30分から17時まで



# 特別支援教育研究実践報告会実施要項

特別支援教育課

## 1 目的

県内の特別支援教育に関する研究実践をとおして、関係者の専門性向上ならびに各関係機関における支援体制の充実を図るとともに、今後の特別支援教育の推進に資する。

## 2 日時

令和5年2月22日(水) 14時30分から17時まで

## 3 開催方法

対面(県庁 講堂) およびオンライン(Zoom)

## 4 参加対象者

県内の特別支援教育に携わる小中学校・高等学校・特別支援学校等の教職員

## 5 内容

(1) あいさつ(14時30分から14時35分)

(2) 研究実践報告と講評 14時35分から15時15分

- 「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
～経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業～」
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用
  - ・発達障がい支援員アドバイザー養成および活用
  - ・通級による指導担当教員等研修講座の実施
  - ・三重大学現行講座「特別支援入門」の教授法の検討について 等

休憩(15時15分から15時25分)

(3) 講演(15時25分から16時55分)

講演内容 「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導や支援」

講師 国立特別支援教育総合研究所

発達障害教育推進センター総括研究員 井上 秀和 様

(4) 事務連絡(16時55分から17時)



# 研究実践報告

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築  
研究事業

県教育委員会事務局特別支援教育課



発達障がいに関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

I 研究テーマ

- (1) 通常の学級や通級による指導を担当する教員の発達障がい支援に係る専門性の向上のため、教員としての資質の向上に関する指標（\*1）に対応した研修等を実施するとともに、県内の発達障がい支援に係る支援体制の改善を図る。
- (2) 通常の学級や通級による指導を担当する教員が日々の指導・支援等に関して一人で悩むことのないよう相談先の整理や指導的立場の教員による指導・助言等サポート体制の改善を図る。
- (3) 大学の教員養成課程における現行講座「特別支援教育入門」について、地域や学校現場で求められているニーズに対応した内容とするため、発達障がいに関する講座の教授法について研究を行う。

II 主な取組

- (1) 発達障がい支援の専門性向上のための研修会を実施

- ・対象：通級による指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員等
- ・内容等

講座名	講座回数 (指標)	受講者数	実施日 場所等	内容
発達障がい専門研修	第1回 (第1ステージ)	85人	8月3日 サンワーク津	・通常学級の担任のための支援のシナリオCLMの取組について
	第2回 (第1ステージ)			・通級による指導の実践について
	第3回 (第1、2ステージ)	57人	11月11日 サンワーク津	・発達に気になる児童生徒の体の使い方の指導について
	第4回 (第1、2ステージ)			
発達障がい支援研修	第1回 (第1～3ステージ)	120人	8月9日 オンライン	・かがやき特別支援学校あすなる分校の取組
	第2回 (第1～3ステージ)	73人	8月19日 オンライン	・医療と教育の連携 ～教育に求めること～
発達障がい実践研修	第1回 (第2、3ステージ)	51人	7月7日 三重県大学教育学部 2号館4階講義室	・コミュニケーション障がい群
	第2回 (第2、3ステージ)		7月25日 三重県大学教育学部 2号館5階講義室	・コミュニケーション障がい群
	第3回 (第2、3ステージ)		8月4日 三重県大学教育学部 1号館4階大会議室	・発達性ディスレクシア

	第4回 (第2、3ステージ)		8月25日 三重県大学教育学部 1号館4階大会議室	・言語通級指導教室(ことばの教室) 吃音指導、構音指導について
	第5回 (第2、3ステージ)		9月9日 三重県大学教育学部 1号館4階大会議室	・STRAW-R研修 理論編および 実施編かつ評価編
	第6回 (第2、3ステージ)		10月6日 三重県大学教育学部 1号館4階大会議室	・発達障がいと不登校について-発 達支援と精神医学的な視点から-
	第7回 (第2、3ステージ)		11月4日 三重県大学教育学部 1号館4階大会議室	・教育支援センターの取り組みにつ いて
	第8回 (第2、3ステージ)		12月2日 三重県大学教育学部 2号館5階S-501会議室	・不安障がいおよび強迫性障がい
	第9回 (第2、3ステージ)		12月27日 1号館4階大会議室	・発達性ディスレクシアの実践事例
	第10回 (第2、3ステージ)		1月27日 1号館4階大会議室	・反抗挑発症・間欠爆発症
	第11回 (第2、3ステージ)		2月15日 1号館4階大会議室	・保護者からの教育相談のあり方につ いて
	第12回 (第2、3ステージ)		担当教授と 受講生と調整し決定	・ケース検討とスーパーバイズ
	発達障がい エリア 研修	北勢地域 (第1～3ステージ)	89人	7月25日～8月12日 オンデマンド 8月23日 西日野にじ学園
中勢地域 (第1～3ステージ)		19人	8月8日AM 城山特別支援学校 8月8日PM 城山特別支援学校	・城山特別支援学校での取り組み ・情報交換会 ・発達障がいのある子どもへの支援 ～認知を支える目の動き・手の動 き～
伊賀地域 (第1～3ステージ)		17人	8月5日 伊賀つばさ学園 10月28日 伊賀つばさ学園	・つながりの中でインクルーシブ教 育を目指す ～三段階の指導モデルによって～ ・情報交換会(ケース検討等)
松阪・南勢・志摩地域 (第1～3ステージ)		19人	8月22日 度会特別支援学校 12月9日 度会特別支援学校	・発達障がいのある子どもたちへ の支援 ～ことばの教室と体のはなし～ ・情報交換会(各校の取組状況の交流) ・発達障がいのある子どもたちへ の支援 ～巡回相談から思うこと～ ・情報交換会
東紀州地域 (第1～3ステージ)		11人	7月26日 紀北町立相賀 小学校 12月5日 東紀州 くろしお学園	・松阪市における通級指導教室の実 践例や支援体制づくりの等につ いて ・情報交換会 ・情報交換会(支援体制の整備およ び教材・指導法)



指標に応じた研修内容となっていたかを把握するために、研修終了後、ふりかえりシートによるアンケートを実施

【発達障がい支援を担う教員としての資質向上に関する指標】(\*1)

資質能力に係る項目	通級による指導経験年数	段階	発達障がい支援を担うにあたり必要とされる専門性
教職着任前	0年	大学の教員養成課程の学生	-
教職着任時		-	発達障がい支援を含む特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の必要性と、児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。
第1ステージ	0年～2年	経験の浅い教員	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態の把握に基づく指導・支援を行うことができる。また、他の教職員と連携・協力しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第2ステージ	3年～5年	中堅教員	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができる。また、教職員間の共通理解を図りながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第3ステージ	6年～10年		発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、教職員間の共通理解を深めながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第4ステージ	10年以上	経験豊富な教員	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、他の教職員に指導・助言しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を組織的に実践することができる。

(2) 経験の浅い教員へのサポート体制

- ・本県では、通級による指導を受けている児童生徒数が増加している一方で、発達障がい支援専門研修等を受講する小中学校の通級による指導担当教員の経験年数は、2年以下が全体の約5割を占めており、実践経験豊富な教員が少ない現状にある。

【本県における通級による指導の児童生徒数の状況】 (毎年度5月1日現在)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	教室数	61	63	65	72	80	85
	児童数	811	800	882	896	1,006	988
中学校	教室数	6	7	9	14	16	18
	生徒数	61	79	83	126	178	195
高等学校	教室数	-	-	1	1	2	2
	生徒数	-	-	13	13	26	25
合計	教室数	67	70	75	99	98	105
	児童生徒数	872	879	978	1,035	1,210	1,208

【発達障がい支援専門研修を受講した小中学校の通級による指導担当教員数】

通級による指導 経験年数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0年から2年	33人	32人	36人	38人	46人
割合	50%	47%	49%	48%	50%
3年から5年	16人	18人	23人	25人	25人
割合	24%	26%	32%	31%	27%
6年以上	17人	18人	14人	17人	21人
割合	26%	26%	19%	21%	23%
研修を受講した通級による指導担当教員総数	66人	68人	73人	80人	92人

- ・このような状況から、各地域において通級による指導の経験の浅い教員等を指導・支援する発達障がい支援に係る指導的立場となる教員（以下、「発達障がい支援アドバイザー」という。）を養成する必要がある。
- ・国立大学法人三重大学教育学部松浦直己教授を講師として発達障がい支援アドバイザー養成研修を開催した。
  - 第1期：令和2年8月から令和4年2月までの2年間、30講座
  - 第2期：令和4年6月から令和6年2月までの2年間、30講座（予定）
- ・対象は、市町等教育委員会が推薦する通級による指導担当教員等（第1期：四日市市、津市、松阪市、第2期：桑名市、鈴鹿市、伊賀市）および学校長が推薦する県立特別支援学校コーディネーター（第4ステージ）
- ・研修を修了した発達障がい支援アドバイザーは、本講座で得た知識、受講者同士のネットワークを生かし、今後、各市町において経験の浅い教員への相談・助言を担うことが期待されている。

○高等学校における通級による指導

本県では、平成31年度から伊勢まなび高等学校、令和3年度からみえ夢学園高等学校において高等学校における通級による指導を実施している。

発達障がい支援や自立活動の指導に関して、有識者からの指導・助言により実施校をサポートする「通級指導専門性充実検討会議（年4回）」を開催している。

回数	人数	実施日 場所等	内容
第1回	15人	7月6日 みえ夢学園高等学校	・高等学校における通級による指導について ・みえ夢学園高等学校での通級による指導について
第2回		10月28日 伊勢まなび高等学校	・先進校視察報告 ・伊勢まなび高等学校における通級による指導について（授業参観と事後協議）
第3回		1月17日 みえ夢学園高等学校	・先進校視察報告 ・みえ夢学園高等学校における通級による指導について（授業参観と事後協議）
第4回		2月21日 オンライン	・次年度の高等学校における通級による指導について

(3) 教員養成課程における教授法の検討

- ・国立大学法人三重大学教員養成課程の現行講座「特別支援教育入門」および「教職実践演習」について、地域や学校現場で求められているニーズに対応した教育内容とするため、特に発達障がいに関する講座の教授法について、三重大学と県教育委員会が協働して研究を行った。

年度	内容
令和2年度	三重大学教育学部特別支援教育コースの学生とのワーキングにより、授業シラバス案を作成した。
令和3年度	三重大学教員養成課程で学ぶ学生を対象に、現職教員による出前授業を2回（10/8、10/15）実施した。
令和4年度	令和3年度と同様の出前授業（現行講座「特別支援教育入門」）を2回（10/14、10/21）実施するとともに、4年次対象の「教職実践演習」（2/1）を1回実施した。

- ・学生に対し受講前と受講後にアンケートを実施し、発達障がい支援の理解や関心に関する意識の変化を調査した。

### Ⅲ 成果と課題

#### (1) 成果

- ①発達障がい支援の専門性向上のための研修会については、教員の経験やニーズに対応した研修会を実施することができた

【ふりかえりシートによるアンケート結果】

講座名	講座	指標に応じた研修内容となっていたか (%)
発達障がい専門研修	第1・2回	93
	第3・4回	88
発達障がい支援研修	第1回	91
	第2回	85
発達障がい実践研修	第1回～第12回	-
発達障がいエリア研修	北勢地域	89
	中勢地域	90
	伊賀地域	100
	松阪・南勢・志摩地域	79
	東紀州地域	100

※発達障がい実践研修の終了が2/27のため、アンケート未実施

- ②第1期の発達障がい支援アドバイザー養成研修に引き続き、第2期についても前半15講座を終えることができた。
- ③第1期の発達障がい支援アドバイザーの情報交換会(8/24)を設けることで、地域で発達障がい支援アドバイザーとして専門性を発揮して支援していることを確認することができた。
- ④教員養成課程における教授法の検討は、発達障がいのある児童生徒の通常の学級における授業づくりや保護者との連携の重要性など、学生が将来教員となったときの具体的なイメージを持つことができ、発達障がい支援への関心を高めることができた。

【講座「特別支援教育入門」前後のアンケート結果】

問	質問項目	選択項目	講座① 受講前 (%) 回答数：208名	講座② 受講後 (%) 回答数：195名
1	自分自身が「発達障がい」について他者に説明できますか。	できる	4.3	20
		ややできる	36.1	71.3
		あまりできない	51.9	8.7
		全くできない	7.7	0
2	発達障がいのある子どもの学習面や生活面のつまづき(困難)や苦手さを知っていますか。	知っている	22.1	52.3
		やや知っている	46.2	43.1
		余り知らない	27.4	3.8
		全く知らない	4.3	0.8
3	自分自身が発達障がいのある子どもへの指導・支援について他者に説明できますか。	できる	2.9	26.2
		ややできる	16.8	59
		余りできない	61.1	14.4
		全くできない	19.2	0.4

4	発達障がいのある子どもがどのような学級・学校に在籍してるのか知っていますか。	知っている	26.4	→65.6
		やや知っている	54.8	32.3
		余り知らない	15.9	2.1
		全く知らない	1.9	0
5	発達障がいのある子どもに学習面や生活面で何を指導・支援すればよいのか理解していますか。	理解している	2.9	29.2
		やや理解している	26.9	→62.6
		あまり理解していない	59.1	7.7
		まったく理解していない	11.1	0
6	教育ボランティアなどに参加してみたいと思いますか。	思う	39.4	→48.7
		やや思う	39.9	35.9
		余り思わない	18.3	14.9
		全く思わない	2.4	0
7	教育ボランティアなどで発達障がいのある子どもたちの指導・支援をやりたい。あるいは、発達障がいのある子どもたちとの関わりをもちたいと思いますか。	思う	27.9	→42.1
		やや思う	45.7	45.1
		余り思わない	24.5	12.8
		全く思わない	1.9	0
8	発達障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶことの大切さを理解していますか。	理解している	55.8	→77.4
		やや理解している	38.9	21.5
		あまり理解していない	4.5	1.1
		まったく理解していない	0.8	0

【講座「教職実践演習」前後のアンケート結果】

問	質問項目	選択項目	講座①	講座②
			受講前 (%) 回答数：177名	受講後 (%) 回答数：174名
1	自分自身が「発達障がい」について他者に説明できますか。	できる	10.2	→47.7
		ややできる	63.8	49.4
		あまりできない	23.7	2.9
		全くできない	2.3	0
2	発達障がいのある子どもの学習面や生活面のつまずき(困難)や苦手さを知っていますか。	知っている	25.4	→64.9
		やや知っている	65	34.5
		余り知らない	8.5	0.6
		全く知らない	1.1	0
3	自分自身が発達障がいのある子どもへの指導・支援について他者に説明できますか。	できる	5	→42.5
		ややできる	59.9	54
		余りできない	30.5	3
		全くできない	4.6	0.5
4	発達障がいのある子どもがどのような学級・学校に在籍してるのか知っていますか。	知っている	32.8	→79.3
		やや知っている	52	20.1
		余り知らない	13	0.6
		全く知らない	2.2	0
5	発達障がいのある子どもに学習面や生活面で何を指導・支援すればよいのか理解していますか。	理解している	9	→47.1
		やや理解している	59.9	48.9
		あまり理解していない	28.8	4
		まったく理解していない	2.3	0
6	発達障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶことの大切さを理解していますか。	理解している	66.1	→81.6
		やや理解している	31.1	16.7
		あまり理解していない	2	1.7
		まったく理解していない	0.8	0

① 高等学校における通級による指導

- ・ 通級による指導の拡充に向けて、「高等学校における通級による指導リーフレット」を作成し、通級による指導の効果や必要性について高等学校に周知できた。

【高等学校における通級による指導リーフレット】

### 高等学校における通級による指導について

本県では、平成31年4月から伊勢まなび高等学校、令和3年度からみえ夢学園高等学校において通級による指導を行っています。

小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒が増加しており、高等学校においても通級による指導の対応を希望する生徒が増えると考えられることから実施を拡大する必要があります。

学年	平成31年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	602	678	1,033	1,025	508
中学校	79	87	181	170	102
高等学校	—	19	16	28	25
計	681	784	1,230	1,210	635

### 通級による指導とは

ほとんどの児童を通常の学級で受けながら、一部、現地の支援学校の支援科等に、様々な場での柔軟に対応した指導の指導を受ける指導（通級指導科）で受け指導のこととします。

通級による指導は、個別の指導と集団、または小グループで行います。

生活の学習や生活態度の指導等の必要に応じて受け指導を受ける場合があります。また、本人の発達に合わせた適切な指導・支援を行うことで、生活の学習や自己肯定感の向上につなげることが期待されます。

（注）

- ① 自己肯定感の向上
- ② 生活の学習
- ③ 生活態度の指導
- ④ 生活の学習
- ⑤ 生活態度の指導
- ⑥ 生活の学習
- ⑦ 生活態度の指導

### 通級による指導の指導体制

全ての生徒にとってわかりやすいサポート体制の構築を図り（第1次）、小・中学校（特別支援科）の指導（第2次）、ニーズに応じた指導（通級による指導）等、段階的に対応が求められるようにして、適切な指導・支援に取り組んでいくことが大切です。

（注）

- ① 小・中学校の指導・支援
- ② 高等学校の指導・支援
- ③ 特別支援科の指導・支援
- ④ 特別支援科の指導・支援
- ⑤ 特別支援科の指導・支援
- ⑥ 特別支援科の指導・支援
- ⑦ 特別支援科の指導・支援
- ⑧ 特別支援科の指導・支援
- ⑨ 特別支援科の指導・支援
- ⑩ 特別支援科の指導・支援

### 「通級による指導」における成果

生徒の学習意欲や学習態度の向上を図るため、通級の学習内容は生活上の課題をより具体的な指導内容として、個別の指導計画に基づき、個別の指導計画に基づき、生徒の主体的な学習を引き出し、目標達成を目指します。

【自分の声】

自分の気持ちをコントロールが難しく、大きな声を出して怒ることが多かった。通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールできるようになった。

【自分の声】

通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールが難しく、大きな声を出して怒ることが多かった。通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールできるようになった。

### 通級による指導の指導体制

通級による指導を受ける生徒は、通級の学習内容は生活上の課題をより具体的な指導内容として、個別の指導計画に基づき、個別の指導計画に基づき、生徒の主体的な学習を引き出し、目標達成を目指します。

【自分の声】

通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールが難しく、大きな声を出して怒ることが多かった。通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールできるようになった。

【自分の声】

通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールが難しく、大きな声を出して怒ることが多かった。通級による指導を受けてからは、自分の気持ちをコントロールできるようになった。

- ・ 通級指導専門性充実検討会議において伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校の授業参観を行い、自立活動の指導の取組を紹介し合いながら両校での通級による指導の内容を協議することができた。
- ・ 令和5年度、高等学校における通級による指導を開始する予定の県立北星高等学校が参加し、通級による指導を始める際の悩みなどを共有して、参加者から助言を得ることができた。

② 「発達障がい理解のためのリーフレット」を活用して学生レポートの課題とすることによって、講座中に限らず講座後も発達障がい支援について考える機会となった。

【発達障がい理解のためのリーフレット】

### 発達障がい理解のためのリーフレット

発達障がい理解のためのリーフレットは、発達障がいのある児童生徒の困りごとや支援方法について、わかりやすく紹介しています。

【困りごと】

- ① 集中することが難しい
- ② 忘れ物が多い
- ③ 時間を守ることが難しい
- ④ 友達と話すことが難しい
- ⑤ 先生の話を聞かない
- ⑥ 授業中に寝てしまう
- ⑦ 授業中に話しかけてくる
- ⑧ 授業中に立ち回ってしまう
- ⑨ 授業中に机を叩く
- ⑩ 授業中に机を蹴る

【支援方法】

- ① 集中することが難しい
- ② 忘れ物が多い
- ③ 時間を守ることが難しい
- ④ 友達と話すことが難しい
- ⑤ 先生の話を聞かない
- ⑥ 授業中に寝てしまう
- ⑦ 授業中に話しかけてくる
- ⑧ 授業中に立ち回ってしまう
- ⑨ 授業中に机を叩く
- ⑩ 授業中に机を蹴る

### 「困り」への支援の例

【困りごと】

- ① 集中することが難しい
- ② 忘れ物が多い
- ③ 時間を守ることが難しい
- ④ 友達と話すことが難しい
- ⑤ 先生の話を聞かない
- ⑥ 授業中に寝てしまう
- ⑦ 授業中に話しかけてくる
- ⑧ 授業中に立ち回ってしまう
- ⑨ 授業中に机を叩く
- ⑩ 授業中に机を蹴る

【支援方法】

- ① 集中することが難しい
- ② 忘れ物が多い
- ③ 時間を守ることが難しい
- ④ 友達と話すことが難しい
- ⑤ 先生の話を聞かない
- ⑥ 授業中に寝てしまう
- ⑦ 授業中に話しかけてくる
- ⑧ 授業中に立ち回ってしまう
- ⑨ 授業中に机を叩く
- ⑩ 授業中に机を蹴る

- ・三重大学教育学部の教授らと3年間にわたり協議してきた以下の内容を、大学と確認した。

**【大学との確認】**

- ・学生にとって小中学校や特別支援学校の現職教員による出前授業は、具体的な教育実践を学ぶために有効な方法であることから、講座「特別支援教育入門」など、一年次で履修する学修内容に入れることが望ましい。
- ・現職教員による出前授業は、本県が示す教職着任時に求められる教員としての資質向上に関する指標に合致した資質を概ね習得することができる。

**(2) 課題**

- ① 発達障がい支援について経験の浅い教員が通級による指導を担当している現状があることから、引き続き教員の専門性を向上するため、指標に対応した研修を実施する必要がある。
- ② 四日市市、津市、松阪市以外の地域における発達障がい支援に係る支援体制の強化を図るために、引き続き、発達障がい支援アドバイザーの養成が必要である。
- ③ 高等学校においては「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」から、2.2%（文部科学省調査）在籍していると考えられることから、全日制の高等学校において通級による指導の実施を検討する必要がある。
- ④ 教員養成課程で学ぶ学生への発達障がい支援の理解を促進するため、大学と継続した連携が必要である。

**IV 次年度の取組方針**

県教育委員会としては、引き続き発達障がい支援に係る体制整備を進めるとともに、教員の専門性向上のための研修等の機会や経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の充実を図る。

**【参考資料】発達障がい支援アドバイザーの役割**

- ・通級による指導を受けている児童生徒を指導する通常の学級の担任や通級による指導を担当する教員に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言を行う。
- ・第1期（四日市市、津市、松阪市）の発達障がい支援アドバイザーは、当該市の通級による指導を担当する教員等の支援を行う。
- ・県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーは、第1期（四日市市、津市、松阪市）以外の通級による指導を担当する教員等の支援を行う。

**【発達障がい支援アドバイザーによる支援要請の手続き】**

- ⑤ 発達障がい支援アドバイザーによる支援を希望する小中学校等は、市町等教育委員会（第1期（四日市市、津市、松阪市）以外の市町の小中学校等は、かがやき特別支援学校あすなろ分校）に依頼する。
- ⑥ 市町等教育委員会（第1期：四日市市、津市、松阪市）は、発達障がい支援アドバイザーが勤務する小中学校に支援の連絡をする。
- ③ 発達障がい支援アドバイザーと小中学校等間で直接、支援の時期や回数等を調整する。
- ⑦ 発達障がい支援アドバイザーが、小中学校等に支援を行う。



経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

三重県教育委員会  
特別支援教育課



1

本県における通級による指導の児童生徒数の状況

各年度 5月1日現在

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	教室数	61	63	65	72	80	85
	児童数	811	800	882	896	1,006	988
中学校	教室数	6	7	9	14	16	18
	生徒数	61	79	83	126	178	195
高等学校	教室数	-	-	1	1	2	2
	生徒数	-	-	13	13	26	25
合計	教室数	67	70	75	99	98	105
	児童生徒数	872	879	978	1,035	1,210	1,208

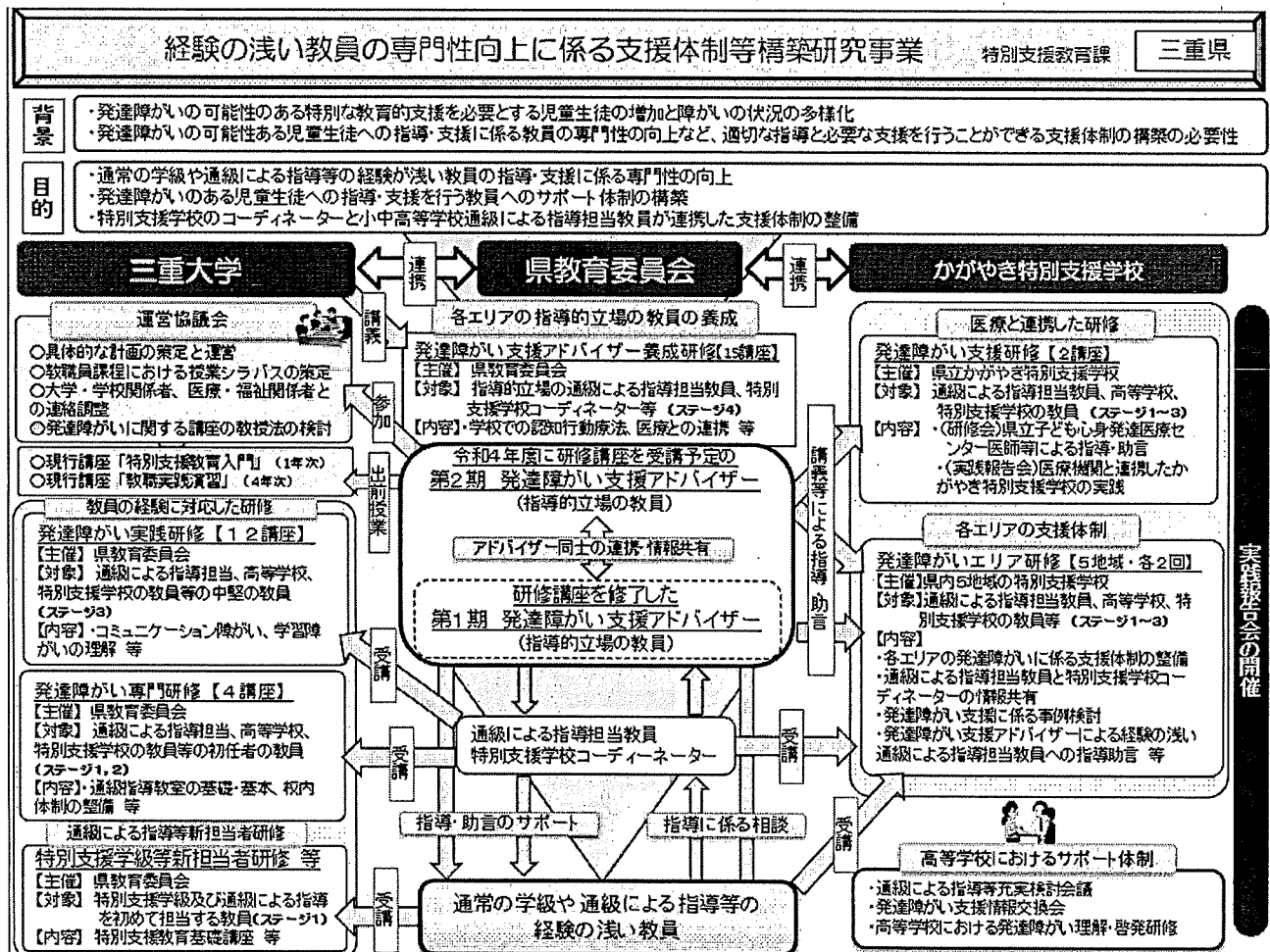
# 1 本事業の研究テーマ

## (1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

## (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

## (3) 三重大と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

3



## (1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

通常の学級や通級による指導の経験の浅い教員に対する発達障がい支援に係る専門性の向上のため、教員としての資質の向上に関する指標に対応した研修等を実施するとともに、県内の発達障がい支援に係る支援体制の改善を図る。

5

### 発達障がい支援を担う教員としての資質向上に関する指標

資質能力に係る項目	通級による指導 経験年数	段階	発達障がい支援を担うにあたり 必要とされる専門性
教職 着任前	0年	大学の教員 養成課程の 学生	
教職 着任時		-	発達障がい支援を含む特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の必要性と、児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。
第1 ステージ	0年～2年	経験の 浅い教員	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態の把握に基づく指導・支援を行うことができる。また、他の教職員と連携・協力しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第2 ステージ	3年～5年	中堅教員	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができる。また、教職員間の共通理解を図りながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第3 ステージ	6年～10年		発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、教職員間の共通理解を深めながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第4 ステージ	10年以上	経験豊富な 教員	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、他の教職員に指導・助言しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を組織的に実践することができる。

## 通級による指導担当教員等研修講座

### 「発達障がい専門研修」

経験等に応じて発達障がいの特性等の理解や通級による指導の方法等を学ぶ研修です。

講座 (指標)	受講者数	実施日 場所等	内容
第1回 (第1ステージ)	85人	8月3日 サンワーク津	通常学級の担任のための支援のシナリオCLMの取組について
第2回 (第1ステージ)			通級による指導の実践について
第3回 (第1、2ステージ)	57人	11月11日 サンワーク津	発達が気になる児童生徒の体の使い方 の指導について
第4回 (第1、2ステージ)			

7

## 通級による指導担当教員等研修講座

### 「発達障がい支援研修」

県立子ども心身発達医療センターに併設する  
県立かががやき特別支援学校による医療と連携した発達  
障がい支援について学ぶ研修です。

講座 (指標)	受講者数	実施日 場所等	内容
第1回 (第1～3ステージ)	120人	8月9日 オンライン	かがやき特別支援学校あすなる分校の 取組
第2回 (第1～3ステージ)	73人	8月19日 オンライン	医療と教育の連携 ～教育に求めること～

8

## 通級による指導担当教員等研修講座

【令和4年度から  
新規講座】  
「発達障がい  
実践研修」  
通級による指導  
の経験年数が中堅  
(3年～)以上向け  
の研修講座です。

講座 (指標)	受講 者数	実施日 場所等	内容
第1回 (第2、3ステージ)	51人	7月7日 三重県大学教育学部2号館4階講義室	・コミュニケーション障がい群
第2回 (第2、3ステージ)		7月25日 三重県大学教育学部2号館5階講義室	・コミュニケーション障がい群
第3回 (第2、3ステージ)		8月4日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・発達性ディスレクシア
第4回 (第2、3ステージ)		8月25日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・言語通級指導教室(ことばの教室)吃音指導について構音指導について
第5回 (第2、3ステージ)		9月9日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・STRAW-R研修 理論編および実施編かつ評価編
第6回 (第2、3ステージ)		10月6日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・発達障がいと不登校について一発達支援と精神医学的な視点から一
第7回 (第2、3ステージ)		11月4日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・教育支援センターの取り組みについて
第8回 (第2、3ステージ)		12月2日 三重県大学教育学部2号館6階S-501会議室	・不安障がいおよび強迫性障がい
第9回 (第2、3ステージ)		12月27日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・発達性ディスレクシアの実践事例
第10回 (第2、3ステージ)		1月27日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・反抗挑発症・間欠爆発症
第11回 (第2、3ステージ)		2月15日 三重県大学教育学部1号館4階大会議室	・保護者からの教育相談のあり方について
第12回 (第2、3ステージ)		担当教授と受講生と調整し決定	・ケース検討とスーパーバイズ <sup>9</sup>

## 通級による指導担当教員等研修講座 「発達障がい実践研修」

### 三重大学・津市子ども教育センター(仮称)開設 計画の合意について、記者会見を行いました

2022年11月25日

11月21日(月)、津市庁舎において、三重大学教育学部と津市教育委員会は、三重大学・津市子ども教育センター(仮称)開設計画の合意について発表を行いました。

この開設計画の合意は、不登校児童生徒数や特別支援学級立派の児童生徒数が年々増加傾向にある中、これまで以上に三重大学教育学部と津市教育委員会が連携・協働し、不登校に対する支援と通級学級に在籍しながら特別な支援を要する児童・生徒の支援の充実を図るものです。具体的には、三重大学教育学部附属小学校第2特別教室を改修し、その1階を本センターとして使用します。不登校や特別支援教育といった今日的課題に対し三重大学の専門的な教育支援、子どもたち一人一人のニーズに応じた教育のかたちを還元すべく協働しながら、先進的な教育支援を行う取組を進めたい考えです。

本学教育学部の充実した施設や研究成果に基づく研修体制、連携した取組は、不登校や特別な支援を要する児童生徒に対する教育支援、教育相談、通級指導に携わる教職員より一層の資力向上を図るとともに、充実した環境のもとで、対象児童生徒一人一人のニーズに応じた学びの保障、さらに、ICTを活用した居場所づくり、大学の専門性を生かした指導・研修体制の充実、本学学生による学習ボランティア等の支援により、子どもたちへの支援体制がこれまで以上に充実すると考えられます。



記者会見の様子

三重大学のHPから引用(R4.11.25) 10

## 通級による指導担当教員等研修講座

### 「発達障がいエリア研修」

各エリア(5地域)で特別支援学校が計画した研修会を行います。

講座 (指標)	受講者数	実施日 場所等	内容
北勢地域 (第1～3ステージ)	89人	7月25日～8月12日 オンデマンド	・読み書きの困り・学習につまずきのある 子どもの理解と支援 ～ICTを使った学び方～
		8月23日 西日野にじ学園	
中勢地域 (第1～3ステージ)	19人	8月8日AM 城山特別支援学校	・城山特別支援学校での取り組み ・情報交換会
		8月8日PM 城山特別支援学校	・発達障がいのある子どもへの支援 ～認知を支える目の動き・手の動き～

11

## 通級による指導担当教員等研修講座

講座 (指標)	受講者数	実施日 場所等	内容
伊賀地域 (第1～3ステージ)	17人	8月5日 伊賀つばさ学園	・つながりの中でインクルーシブ教育を 目指す～三段階の指導モデルによって～
		10月28日 伊賀つばさ学園	・情報交換会(ケース検討等)
松阪・南勢・志摩地域 (第1～3ステージ)	19人	8月22日 度会特別支援学校	・発達障がいのある子どもたちへの支援 ～ことばの教室と体のはなし～ ・情報交換会(各校の取組状況の交流)
		12月9日 度会特別支援学校	・発達障がいのある子どもたちへの支援 ～巡回相談から思うこと～ ・情報交換会
東紀州地域 (第1～3ステージ)	11人	7月26日 紀北町立相賀 小学校	・松阪市における通級指導教室の実践例や 支援体制づくりの等について ・情報交換会
		12月5日 東紀州くるしお 学園	・情報交換会(支援体制の整備および教材・指導法)

12

## (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

通常の学級や通級による指導の経験の浅い教員が日々の指導・支援等に関して一人で悩むことのないよう、相談先の整理や指導的立場の教員による指導・助言等サポート体制の改善を図る。

13

## 通級による指導担当教員等研修講座を受講した 小中学校の通級による指導担当者数

通級による指導 経験年数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0年から2年	33人	32人	36人	38人	46人
割合	50%	47%	49%	48%	50%
3年から5年	16人	18人	23人	25人	25人
割合	24%	26%	32%	31%	27%
6年以上	17人	18人	14人	17人	21人
割合	26%	26%	19%	21%	23%
全体	66人	68人	73人	80人	92人

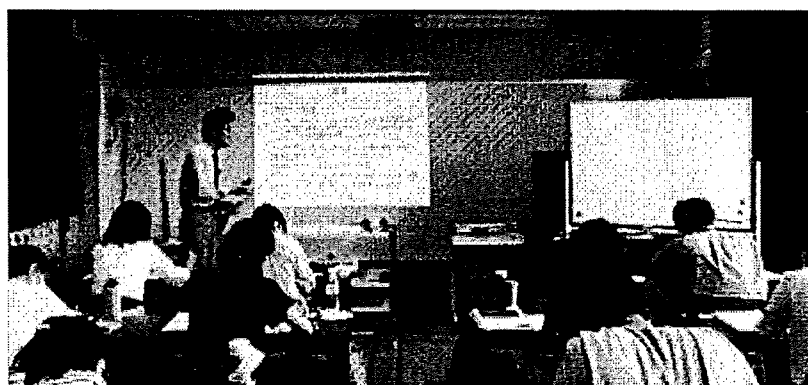
14

## 発達障がい支援アドバイザー養成研修

通常の学級や通級による指導の経験の浅い教員が日々の指導・支援等に関して一人で悩むことのないよう、指導的立場の教員による指導・助言等のサポートが必要



発達障がい支援に係る高度な専門性を有する教員を養成するために、発達障がい支援アドバイザー養成研修を開催



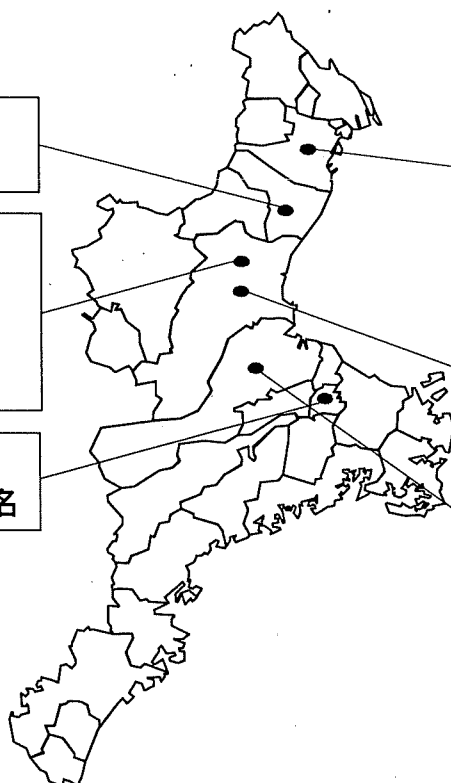
15

## 第1期 発達障がい支援アドバイザー養成研修修了者

○杉の子特別支援学校  
石薬師分校:教員1名

○かがやき特別支援学校:  
教員6名(緑ヶ丘校1名、  
あすなろ分校4名、  
草の実校1名)

○特別支援学校  
玉城わかば学園:教員1名



○四日市市:  
通級による指導担当教員2名、  
指導主事1名

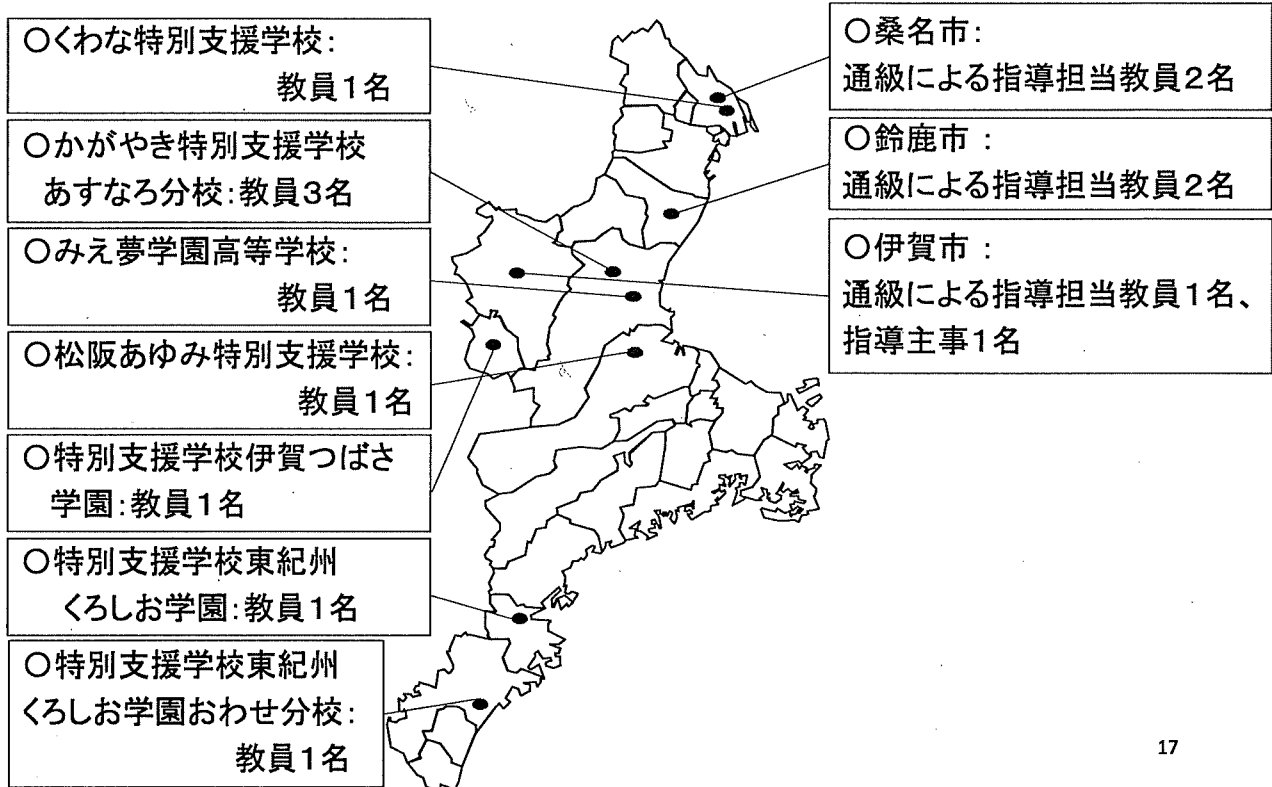
○津市:  
通級による指導担当教員1名、  
指導主事1名

○松阪市:  
通級による指導担当教員2名

16



## 第2期 発達障がい支援アドバイザー養成研修参加者



17

## 発達障がい支援アドバイザーの役割

通級による指導を受けている児童生徒を指導する通常の学級の担任や通級による指導を担当する教員に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言

○当該市(四日市市、津市、松阪市)の発達障がい支援アドバイザーは、当該市の通級による指導を担当する教員等の支援を行う。

○県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーは、当該市(四日市市、津市、松阪市)以外の通級による指導を担当する教員等の支援を行う。

18

## 発達障がい支援アドバイザーの活用について (経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業)

特別支援教育課

現状

- 県内の通級による指導を受けている児童生徒数が増加している。(H29:47校872名 → R3:96校1,184名(5/1現在))
- 令和3年度通級による指導担当教員等研修講座受講者のうち通級による指導の経験年数が2年以下の教員が約4割である。
- 地域によっては、通級による指導に関して誰にも相談できず一人で悩んでいる経験の浅い教員がいる。

課題

- 各地域における発達障がい支援に係る指導的立場となる教員の養成
- 通級による指導等における発達障がい支援の経験の浅い教員が困った時に相談できる支援体制



### 発達障がい支援アドバイザー

市町教育委員会が推薦した通級による指導を担当する教員等や校長が推薦した県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等で発達障がい支援アドバイザー養成研修を修了した教員

役割

- ・通級による指導を担当する教員等に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言
- ・当該地域の通級による指導の状況について把握するために「発達障がいエリア研修」に参加
- ・通級による指導担当教員等研修講座等の講師

相談

助言



### 通級による指導を担当する発達障がい支援の経験の浅い教員

- 通級による指導を受ける児童生徒の実態把握や支援方法、指導などについて相談したい。
- 通級による指導のための教材や教具は、何を用意したらよいのだろうか。
- 通級による指導が困難な児童生徒への対応について相談したい。

【窓口となる連絡先】

- 四日市市、津市、松阪市の通級による指導を担当する教員等  
各教育委員会を通して、発達障がい支援アドバイザーに支援を依頼
- 上記以外の市町の通級による指導を担当する教員等  
県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーに支援を依頼

目指す姿

通級による指導を担当する教員は、児童生徒の実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行うことができます。通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐことができます。

## 発達障がい支援アドバイザーの活用について

**通級による指導を担当する教員の皆さんへ  
発達障がい支援アドバイザーの活用について (案)**

三重県教育委員会特別支援教育課

<発達障がい支援アドバイザーとは>

市町教育委員会が推薦した通級による指導の経験が豊富な教員や発達障がい支援に関して高い専門性を有する県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等の教員です。

発達障がい支援アドバイザーは、通級による指導を受けている児童生徒を指導する通常の学級の担任や通級による指導を担当する教員に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法などの相談・助言を行います。

○通級による指導を受ける児童生徒の実態把握や支援方法、指導などについて相談したい。

○通級による指導のための教材や教具は、何を用意したらよいのだろうか。

○通級による指導が困難な児童生徒への対応について相談したい。

**Q1 発達障がい支援アドバイザーには、どのような役割があるのでしょうか。**

A1 発達障がい支援アドバイザーの主な役割は以下のとおりです。

- 通級による指導を担当する教員等へ児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言
- 発達障がい支援に関する研修等の講師

**Q2 発達障がい支援アドバイザーが勤務している学校はどこですか。**

A2 小中学校や市町教育委員会、県立特別支援学校に勤務しています。(令和3年度)

- 四日市市：通級による指導担当教員2名、指導三事1名
- 津市：通級による指導担当教員1名、指導三事1名
- 松阪市：通級による指導担当教員2名
- かかげ特別支援学校：教員6名(緑ヶ丘校1名、あすなろ分校4名、真の真校1名)
- 杉の子特別支援学校石高野分校：教員1名
- 特別支援学校三好わかば学園：教員1名

**Q3 発達障がいアドバイザーに相談したい場合、どうすればよいですか。**

A3 相談したい場合は、以下の窓口ご連絡をしてください。

- 四日市市・津市・松阪市の小中学校の教員：
  - ・四日市市教育委員会教育支援課 (℡: 059-354-8285)
  - ・津市教育委員会教育研究支援課 (℡: 059-229-3243)
  - ・松阪市子ども発達総合支援センターまどちの丘 (℡: 0599-30-4410)
- 上記以外の市町の小中学校の教員：
  - ・県立かかげ特別支援学校に連絡してください。(℡: 059-253-2057)

通級による指導を担当する  
教員等への周知を図るため、チラシ「通級による指導等を担当する教員の皆さんへ」を各市町等教育委員会に配布

## 高等学校における通級による指導

### ○本県の高等学校における通級による指導

- ・平成31年度から伊勢まなび高等学校(定時制)
- ・令和3年度からみえ夢学園高等学校(定時制)

### ○通級指導専門性充実検討会議

- ・高等学校における通級による指導の実施にあたり、発達障がいや自立活動に関して、有識者からの指導・助言により実施校をサポートする会議を開催している(年4回)。

21

## 高等学校における通級による指導

### 通級指導専門性充実検討会議

回数	人数	実施日 場所等	内容
第1回	15人	7月6日 みえ夢学園高等学校	・高等学校における通級による指導について ・みえ夢学園高等学校での通級による指導について
第2回		10月28日 伊勢まなび高等学校	・先進校視察報告 ・伊勢まなび高等学校における通級による指導について(授業参観と事後協議)
第3回		1月17日 みえ夢学園高等学校	・先進校視察報告 ・みえ夢学園高等学校における通級による指導について(授業参観と事後協議)
第4回		2月21日 オンライン	・次年度の高等学校における通級による指導について

22

### (3)三重大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

国立大学法人三重大学教員養成課程の現行講座「特別支援教育入門」および「教職実践演習」について、地域や学校現場で求められているニーズに対応した教育内容とするため、特に発達障がいに関する講座の教授法について、三重大学と県教育委員会が協働して研究を行う。

23

### 年度ごとの授業シラバス案の取組

#### 【令和2年度】

- ・三重大学教育学部特別支援教育コースの学生とのワーキング等により、授業シラバス案を作成した。

#### 【令和3年度】

- ・三重大学教員養成課程で学ぶ学生を対象に、現職教員による出前授業(現行講座「特別支援教育入門」)を2回(10/8、10/15)実施した。

#### 【令和4年度】

- ・令和3年度と同様の出前授業(現行講座「特別支援教育入門」)を2回(10/14、10/21)実施するとともに、4年次対象の「教職実践演習」(2/1)を1回実施した。

24

## 令和4年度の出前授業の内容

### ○講座「特別支援教育入門」(全15回開催の2回目)

日時: 令和4年10月14日(金)

ねらい: 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒について理解する。

内容	担当
・本事業について ・特別支援教育の概要	県教育委員会特別支援教育課指導主事
・通常の学級における発達障がい支援の現状	津市立小学校 教諭
・発達障がいの概要	県立特別支援学校 教諭
・総括	三重大学教育学部 教授

### ○講座「特別支援教育入門」(全15回開催の3回目)

日時: 令和4年10月21日(金)

ねらい: 通級による指導および特別支援学校における発達障がい支援の取組について理解する。

内容	担当
・前回の振り返り	県教育委員会特別支援教育課 指導主事
・通級指導教室での現状	津市立小学校 教諭
・特別支援学校における発達障がい支援の現状	県立特別支援学校 教諭
・総括	三重大学教育学部 教授

25

## 令和4年度の出前授業の内容

### ○講座「教職実践演習」(全15回開催の14回目)

日時: 令和5年2月1日(水)

ねらい: 学校における発達障がい支援の取組について理解する。

内容	担当
・発達障がいの理解のために	県教育委員会特別支援教育課 指導主事
・発達障がい支援の観点について	県立特別支援学校 教諭
・総括	三重大学教育学部 教授

26

## 2 成果

### (1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

○ふりかえりシートによるアンケート結果

講座終了後に、受講者にとって指標に応じた研修内容となっていたかを知るため2件法(該当する・該当しない)で、アンケート調査を実施

講座名	講座	指標に応じた研修内容となっていたか(%)
発達障がい専門研修	第1・2回	93
	第3・4回	88
発達障がい支援研修	第1回	91
	第2回	85
発達障がい実践研修	第1回～第12回	-
発達障がいエリア研修	北勢地域	89
	中勢地域	90
	伊賀地域	100
	松阪・南勢・志摩地域	79
	東紀州地域	100

※発達障がい実践研修の終了が2/27のため、アンケート未実施。

27

## 2 成果

### (1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

- ・教員の経験やニーズに対応した研修会を実施することができた。
- ・アンケート結果から、概ね指標に合った研修内容となっていた。

28

## 2 成果

### (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

- ・第1期の発達障がい支援アドバイザーに引き続き、第2期についても前半15講座を終えることができた。
- ・第1期の発達障がい支援アドバイザーの情報交換会(8/24)を設けることで、地域で発達障がい支援アドバイザーとして専門性を発揮して支援していることを確認することができた。

29

## 2 成果

### (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築(高等学校における通級による指導)

- ・通級による指導の拡充に向けて、「高等学校における通級による指導リーフレット」を作成し、通級による指導の効果や必要性について高等学校に周知することができた。

**高等学校における通級による指導について**

学年	人数	通級による指導	特別支援学級	特別支援教室
小学部	300	250	1,000	600
中学部	150	100	100	100
高校部	10	10	10	10
計	560	450	1,100	710

**通級による指導の拡充に向けて**

このリーフレットは、通級による指導の効果を高めるために、各学校に配布されています。各学校の状況に応じて、適切な指導を実施してください。

**通級による指導の効果や必要性について**

通級による指導は、発達障がいの生徒が、通常の授業と並行して、自分のペースで学習できる機会を提供します。これにより、生徒の学習意欲が向上し、学力向上につながります。

**通級による指導の拡充に向けて**

各学校に配布されたリーフレットを参考に、通級による指導の拡充を図ってください。また、各学校間の連携を強化し、共有のノウハウを蓄積してください。

**三井物産教育財団**

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 三井物産ビルディング 3F  
TEL: 03-3241-2222 FAX: 03-3241-2223

29

30

## 2 成果

### (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築(高等学校における通級による指導)

- ・通級指導専門性充実検討会議において伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校の授業参観を行い、自立活動の指導の取組を紹介し合いながら両校での通級による指導の内容を協議することができた。
- ・令和5年度、高等学校における通級による指導を開始する予定の県立北星高等学校が参加し、通級による指導を始める際の悩みなどを共有し、参加者から助言を得ることができた。

31

## 2 成果

### 三重大と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

#### 講座「特別支援教育入門」前後のアンケート項目および結果

問	質問項目	選択項目	講座① 受講前 (%) 回答数：208名	講座② 受講後 (%) 回答数：195名
1	自分自身が「発達障がい」について他者に説明できますか。	できる	4.3	20
		ややできる	36.1	71.3
		あまりできない	51.9	8.7
		全くできない	7.7	0
2	発達障がいのある子どもの学習面や生活面のつまずき(困難)や苦手さを知っていますか。	知っている	22.1	52.3
		やや知っている	46.2	43.1
		余り知らない	27.4	3.8
		全く知らない	4.3	0.8
3	自分自身が発達障がいのある子どもへの指導・支援について他者に説明できますか。	できる	2.9	26.2
		ややできる	16.8	59
		余りできない	61.1	14.4
		全くできない	19.2	0.4
4	発達障がいのある子どもがどのような学級・学校に在籍しているのか知っていますか。	知っている	26.4	65.6
		やや知っている	54.8	32.3
		余り知らない	15.9	2.1
		全く知らない	1.9	0
5	発達障がいのある子どもに学習面や生活面で何を指導・支援すればよいのか理解していますか。	理解している	2.9	29.2
		やや理解している	26.9	62.6
		あまり理解していない。	59.1	7.7
		まったく理解していない。	11.1	0



## 2 成果

### 三重大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

#### 講座「特別支援教育入門」前後のアンケート項目および結果

問	質問項目	選択項目	講座① 受講前 (%) 回答数：208名	講座② 受講後 (%) 回答数：195名
6	教育ボランティアなどに参加してみたいと思いますか。	思う	39.4	48.7
		やや思う	39.9	35.9
		余り思わない	18.3	14.9
		全く思わない	2.4	0
7	教育ボランティアなどで発達障がいのある子どもたちの指導・支援をやってみたい。あるいは、発達障がいのある子どもたちとの関わりをもちたいと思いますか。	思う	27.9	42.1
		やや思う	45.7	45.1
		余り思わない	24.5	12.8
		全く思わない	1.9	0
8	発達障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶことの大切さを理解していますか。	理解している	55.8	77.4
		やや理解している	38.9	21.5
		あまり理解していない	4.5	1.1
		まったく理解していない	0.8	0

33

## 2 成果

### 三重大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

#### 講座「教職実践演習」前後のアンケート項目および結果

問	質問項目	選択項目	講座① 受講前 (%) 回答数：177名	講座② 受講後 (%) 回答数：174名
1	自分自身が「発達障がい」について他者に説明できますか。	できる	10.2	47.7
		ややできる	63.8	49.4
		あまりできない	23.7	2.9
		全くできない	2.3	0
2	発達障がいのある子どもの学習面や生活面のつまずき（困難）や苦手さを知っていますか。	知っている	25.4	64.9
		やや知っている	65	34.5
		余り知らない	8.5	0.6
		全く知らない	1.1	0
3	自分自身が発達障がいのある子どもへの指導・支援について他者に説明できますか。	できる	5	42.5
		ややできる	59.9	54
		余りできない	30.5	3
		全くできない	4.6	0.5
4	発達障がいのある子どもがどのような学級・学校に在籍しているのか知っていますか。	知っている	32.8	79.3
		やや知っている	52	20.1
		余り知らない	13	0.6
		全く知らない	2.2	0
5	発達障がいのある子どもに学習面や生活面で何を指導・支援すればよいのか理解していますか。	理解している	9	47.1
		やや理解している	59.9	48.9
		あまり理解していない	28.8	4
		まったく理解していない	2.3	0
6	発達障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶことの大切さを理解していますか。	理解している	66.1	81.6
		やや理解している	31.1	16.7
		あまり理解していない	2	1.7
		まったく理解していない	0.8	0

## 2 成果

### 三重大大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

○学生から講義後(10/14、10/21)の課題レポートにおいて、以下の感想等の提出があった。

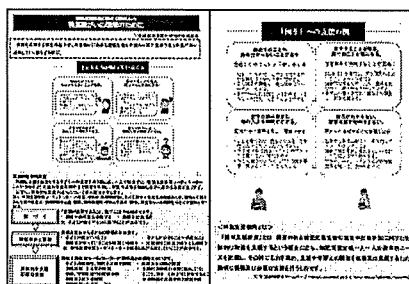
- ・適切な環境・支援体制を整えることは、困っている児童生徒だけでなく、みんなのためになることが分かった。
- ・児童生徒の困っていることに寄り添える教員を目指していきたい。
- ・配慮しすぎが自立を遠ざけてしまうことを学ぶことができ、適切な配慮をできるような教員になりたいと思います。
- ・わかる授業には、細かい工夫と配慮がされていることが分かったので、自分が授業するとき今一度考えて授業を組み立てたい。

35

## 2 成果

### 三重大大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

- 発達障がい支援アドバイザーなどの現職教員から、通常の学級における発達障がいのある児童生徒の授業づくりや保護者との連携の重要性など学生が将来教員となったときの具体的なイメージを持つことができ、発達障がい支援への関心を高めることができた。
- 「発達障がいの理解のためのリーフレット」を活用して学生レポートの課題とすることによって、講座中に限らず講座間や講座後も発達障がい支援を考える機会となった。



36

## 2 成果

### 三重大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

○三重大学教育学部の教授たちと3年間にわたり協議してきた以下の内容を大学と確認した。

#### 【大学との確認】

- ・学生にとって小中学校や特別支援学校の現職教員による出前授業は、具体的な教育実践を学ぶために有効な方法であることから、講座「特別支援教育入門」などの一年次で履修する学修内容に入れることが望ましい。
- ・現職教員による出前授業は、本県が示す教職着任時に求められる教員としての資質向上に関する指標に合致した資質を概ね習得することができる。

37

## 3 課題

### (1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

発達障がい支援について経験の浅い教員が通級による指導を担当している現状があることから、引き続き教員の専門性を向上するため、指標に対応した研修を実施する必要がある。

38

### 3 課題

#### (2)「経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築」

四日市市、津市、松阪市以外の地域における発達障がい支援に係る支援体制の強化を図るために、引き続き、発達障がい支援アドバイザーの養成が必要である。

39

### 3 課題

#### (2)「経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築」(高等学校における通級による指導)

・高等学校においては、「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」から2.2%(文部科学省調査)在籍していると考えられることから、全日制の高等学校において通級による指導の実施を検討する必要がある。

40

### 3 課題

#### (3) 三重大学と連携した教員養成課程における現状に即した教授法の検討

教員養成課程で学ぶ学生への発達障がい支援の理解を促進するため、大学と継続した連携が必要である。

41

### 4 次年度の取組方針

県教育委員会としては、引き続き発達障がい支援に係る体制整備を進める。

- 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実
- 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の充実



42

---

ご清聴ありがとうございました



43

---

## 高等学校における通級による指導について

本県では、平成31年4月から伊勢まなび高等学校、令和3年度からみえ夢学園高等学校において通級による指導を行っています。

小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒数が増加しており、高等学校においても通級による指導の継続を希望する生徒が増えると考えられることから実施校を拡大する必要があります。

【三重県 通級による指導を受けている児童生徒数の推移】 毎年5月1日現在

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	800	878	1,003	1,006	988
中学校	79	87	181	178	195
高等学校	—	13	16	26	25
計	879	978	1,200	1,210	1,208

### 通級による指導とは

ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、授業中や放課後の時間帯に、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を特別な場所（通級指導教室）で受ける教育のことをいいます。

週に1時間から2時間程度、担当の教員と個別に、または小グループで行います。

生徒の学習面や生活面でのつまずきの改善や克服につなげることを指導のねらいとします。また、本人の特性に応じたきめ細かな指導・支援を行うことで、生徒の学習意欲や自己肯定感の向上につながることが期待されます。

【指導例】

【自己理解に関するもの】

- ・障がいの認識
- ・自己理解(得意なこと・苦手なこと)

【ソーシャルスキルに関するもの】

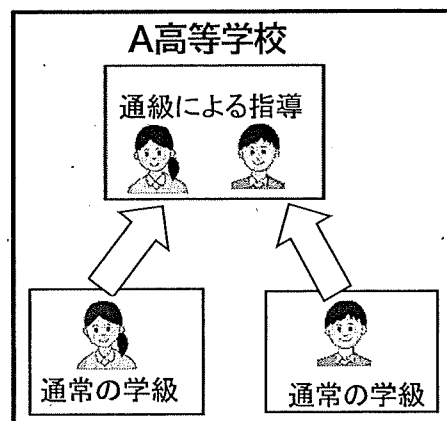
- ・コミュニケーションスキル
- ・対人関係スキル

【ライフスキルに関するもの】

- ・感情のコントロール
- ・ストレス対処スキル

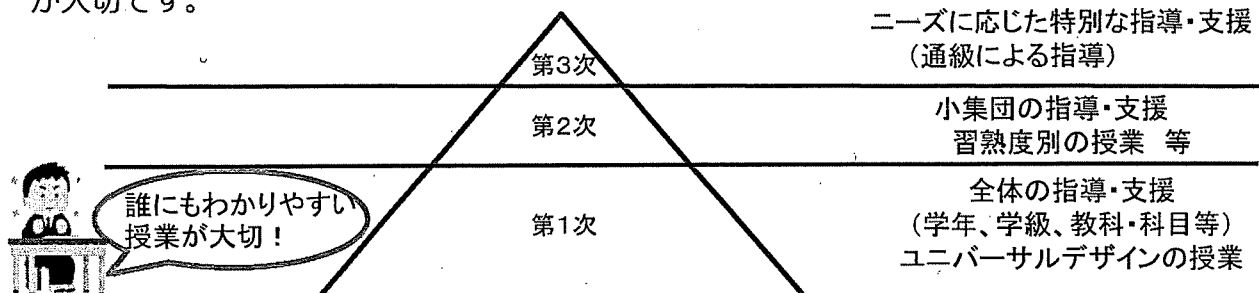
【学習スキルに関するもの】

- ・認知特性に応じた学習方法の習得



### 校内全体で取り組む特別支援教育

全ての生徒にとってわかりやすいユニバーサルデザインの視点の授業づくり（第1次）、小集団（習熟度別）の指導（第2次）、ニーズに応じた指導「通級による指導」（第3次）等、校内全体で特別な支援が必要な生徒に対して、実態に応じた指導・支援に取り組んでいくことが大切です。



## 「通級による指導」における成果

生徒および保護者との合意形成をふまえたうえで、生徒の学習上または生活上の困難をより焦点化した指導内容として、個別の指導計画にまとめます。個別の指導計画に基づき、生徒の主体的な学びを引き出して、目標達成を目指します。

### 【指導の例】

自分の気持ちのコントロールが難しく、大きな声をだしてしまう。

指導

自分の気持ちを変化させる原因、対応方法を知ったことで、気持ちをコントロールできるようになってきた。

話す時に自分の興味関心ばかりを話してしまう。

指導

自分と相手と順番に話す、相手が話している時は聞くなどコミュニケーションのルールを知ったことで、友だちとのトラブルが少なくなった。

### 受講生(22名)へのアンケート結果(令和4年10月)

①通級による指導で学んでいることは、普段の生活に役立っていますか。

役立っている 17

いない 4

未回答 1

・敬語で話せるようになった。・自分の意見が言えるようになった。

②通級による指導で学んだことは卒業後、働く、生活する時に役立つと思いますか。

はい 19

いいえ 2

未回答 1

・自分の行動を回りから評価してもらえること ・就職時の面接

### 「通級による指導」における目指す姿



校内で生かすことができる

学年で生かすことができる

在籍学級で生かすことができる

通級による指導での学び

地域や社会生活で生かすことができる

「通級による指導」の学びを生かして、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成を図ります。

### 三重県教育委員会

連絡先 特別支援教育課 TEL 059-224-2961(指導内容等に関すること)

高校教育課 TEL 059-224-3002(教育課程等に関すること)



# 教員養成課程の学生の皆さんへ 発達障がいの理解のために

三重県教育委員会特別支援教育課

教員を志望する学生の方々が、発達障がいのある児童生徒との関わり方や児童生徒と教員が共に成長していく姿などを学ぶ。

## 子どもたちが困っていること

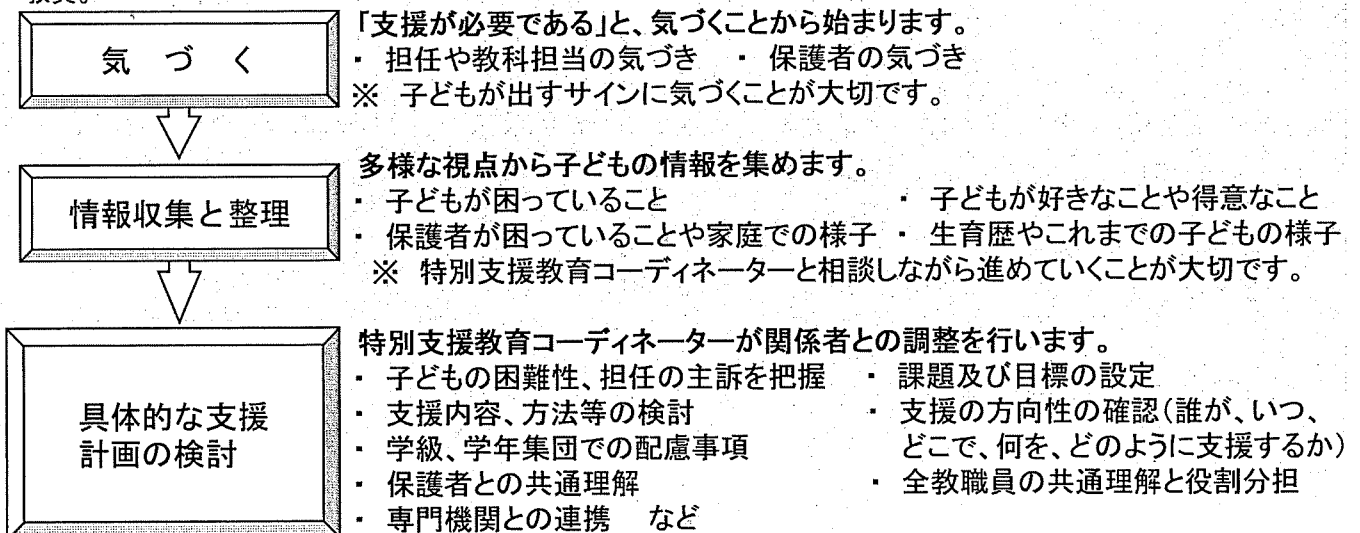
<p>初めてのことや先の分からないことが苦手。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今から何をやるんだろう。いつまでやるんだろう。不安だな…。</li> <li>・間違えたり、失敗したりしたら、どうしよう。</li> </ul>	<p>集中することが苦手。周りのことが気になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中ぼんやりしちゃう。何回も先生に注意されてしまう。</li> <li>・どうしても友達の様子や掲示物が気になって、集中できないよ。</li> </ul>
<p>文字の読み書きが他の人より時間がかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒板の文字をうつしていると、見失ってしまう。</li> <li>・プリントやノートにきれいに文字が書けない。</li> <li>・音読がすらすら読めない。焦って読み間違えてしまう。</li> </ul>	<p>指示がわからない。授業の話が理解できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先生の話を聞いていても、することがわからない。</li> <li>・一席にたくさんのお話を聞かれると、混乱してしまう。</li> </ul>

### 具体的な校内支援

特別な支援を必要とする子どもへの支援を行う際には、一人で悩まずに、特別支援教育コーディネーター(※1)を中心とした校内支援体制の下で情報を共有し、支援方法等を検討しながら進める必要があります。

以下に、具体的な支援の流れについて導入部分を示します。

※1 特別支援教育コーディネーター：小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の推進のため、校長から指名された校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。



## 「困り」への支援の例

### 初めてのことや 先の分からないことが苦手

見通しが持てないと不安を感じる

- ・何を、いつまで、どのようにするのかを事前に分かりやすく提示する。
- ・同じ場面や環境で、疑似体験（リハーサル）をする。
- ・見学や一部の参加からはじめて、「これなら大丈夫」と思えるようにする

### 集中することが苦手。 周りのことが気になる。

注意集中を継続することが困難

- ・「めあて」を提示し、何を頑張ればよいか、はっきりさせる。
- ・活動的な学習を取り入れ、興味を引いたり、動く機会を作ったりする。
- ・座席の位置や掲示物の量などを調整し、刺激を減らす。

### 文字の読み書きに 他の人より時間がかかる。

記憶力や不器用さなど、理由は様々

- ・どこを書くのか、読むのかなど、色を付けたリ印をつけたりしておく。
- ・マス目や枠の大きいノートやプリントで書くことに慣れさせる。
- ・分かん書きやふりがな付きの文を用言。焦らなくていいことを伝える。

### 指示がわからない。 授業の話が理解できない。

耳からの情報や曖昧な表現が苦手

- ・抽象的な表現は避けて、具体的にポイントを絞って伝える。
- ・複数の事を同時に言わない。一つひとつ区切りつけて話をする。
- ・文字やカード、イラストなどの視覚支援を用いて、理解を助ける。



### <特別支援教育とは>

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

引用: 文部科学省ホームページ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm))

# 講 演

## 「特別な配慮を必要とする児童生徒 への指導や支援」

国立特別支援教育総合研究所

井上 秀和 総括研究員



令和5年2月22日(水) 講堂  
三重県庁

## 特別な配慮を必要とする 児童生徒への指導や支援

- I. 特別支援教育に関する動向
- II. 発達障害
- III. 学校における指導や支援
- IV. 事例や実践を通して

加圧株式会社 国立特別支援教育総合研究所  
発達障害教育推進センター

総括研究員 井上 秀和

### ( ○○○○ ) の意義

( ) とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、( ) は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。( ) は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

各学校においては、( ) が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという( ) の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。 3

### 最近の学校を取り巻く状況(キーワード)

多様な背景を持つ児童生徒

いじめ

暴力行為

少年非行

児童虐待

自殺

中途退学

不登校

性に関する課題

インターネット・携帯電話に関わる問題

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことにより、児童生徒を育てていくことにつながります。ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が本意なものになってもしっかり受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通じて、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。

( ) 提要 第1章第1節1  
平成22年3月作成 4

## I. 特別支援教育に関する動向

平成28年8月	改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施
平成29年～	学習指導要領の改訂（小・中・高校、特別支援学校）
平成29年3月	通級による指導に係る教員定数の基礎数化
平成30年4月	高等学校等における通級による指導の制度化 （平成28年12月学校教育法施行規則等改正）
平成30年8月	「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）
平成31年4月	障害者活躍推進プラン策定
令和3年11月	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）

※令和3年6月 障害のある子どもの教育支援の手引  
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

## インクルーシブ教育システム等に関する動向

平成18年12月	国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年4月	特別支援教育の本格的実施 （平成18年3月学校教育法等改正）
平成19年9月	障害者権利条約署名
平成23年8月	改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応）
平成24年7月	『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』 （中央教育審議会初等中等教育分科会報告）
平成25年9月	就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正） ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断 （本人・保護者の意向を可能な限り尊重） ・柔軟な転学など
平成26年1月	障害者権利条約批准
平成28年4月	障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できず、よい環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充満した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年、中央教育審議会）

## 特別支援教育

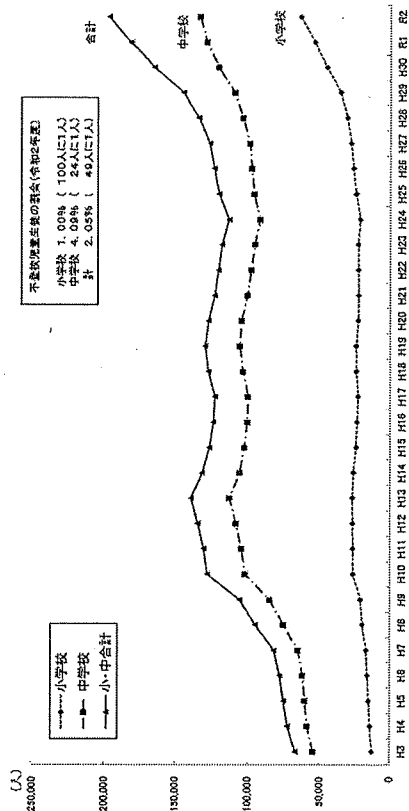
「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年、文部科学省）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学校教育法第81条第1項

## 小・中学校における不登校児童生徒数の推移

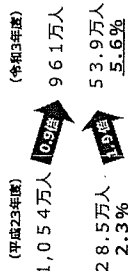


令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校学生生徒指導上の諸課題に関する調査結果について  
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

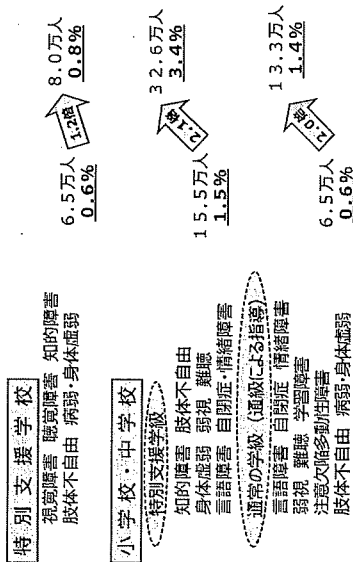
## 特別支援教育を受ける児童生徒等の概況

直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.0倍）の増加が顕著

### 義務教育段階の全児童生徒数



### 特別支援教育を受ける児童生徒数

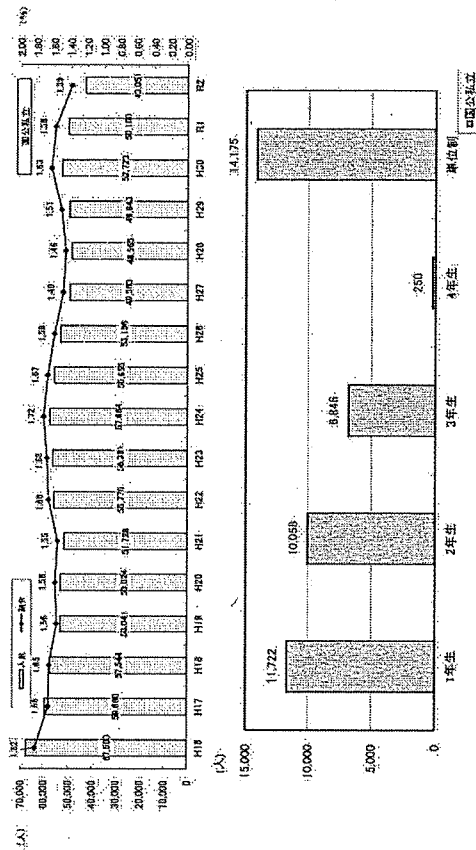


連続性のある多様な学びの場

- 特別支援学校
  - 視覚障害 聴覚障害 知的障害
  - 肢体不自由 病弱・身体虚弱
- 小学校・中学校
  - 特別支援学級
    - 知的障害 肢体不自由
    - 身体虚弱 弱視 難聴
    - 言語障害 自閉症・情緒障害
  - 通常の学級（通級による指導）
    - 言語障害 自閉症・情緒障害
    - 弱視 難聴 学習障害
    - 注意欠陥多動性障害
    - 肢体不自由 病弱・身体虚弱

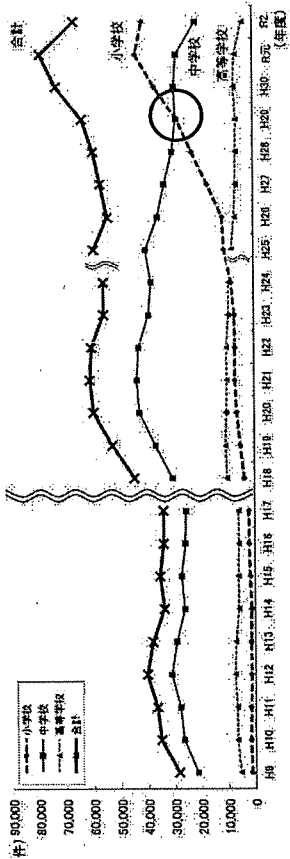
※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の取組

## 高等学校における不登校生徒数の推移及び学年別生徒数



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校学生生徒指導上の諸課題に関する調査結果について  
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

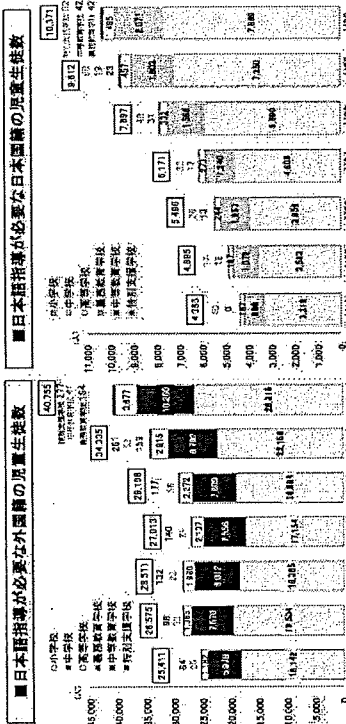
### 学校の管理下内・外における暴力行為発生件数の推移



令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について  
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

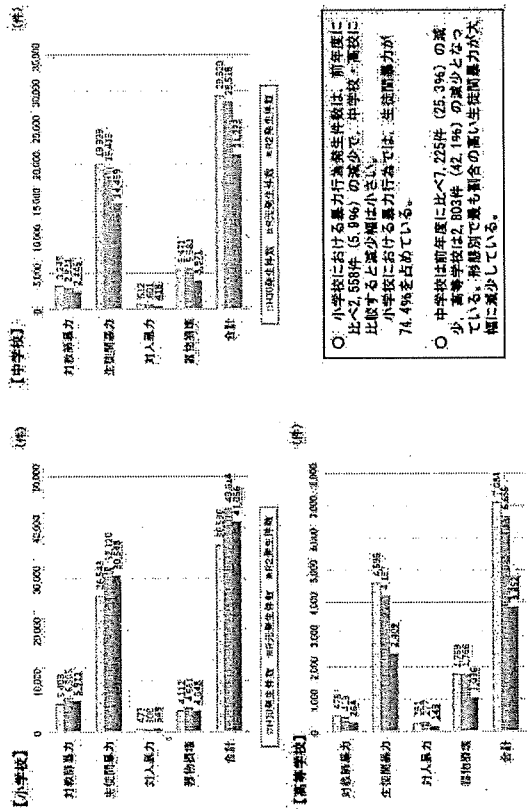
### 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の推移

日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で40,755人(18.7%増)であり、前回調査より6,420人増加し、外国籍の者は10,371人(7.9%増)であり、前回調査より759人増加した。  
※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒数は2013年(18,730人)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は比較的高い。



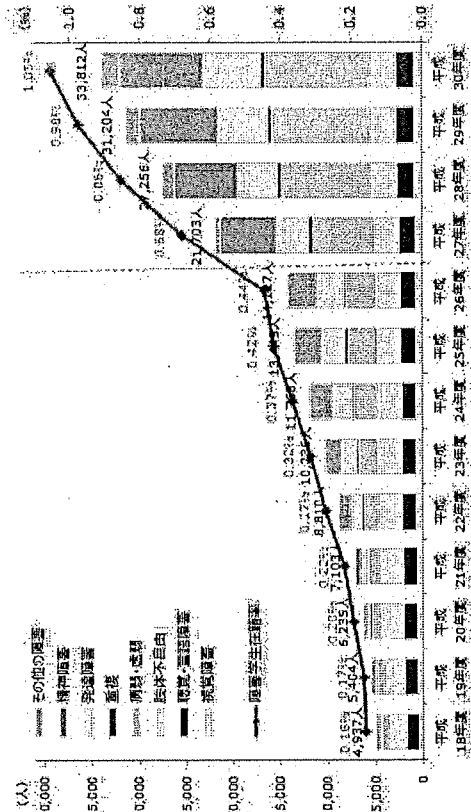
外国人児童生徒等教育の現状と課題(文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

### 学校の管理下内・外における暴力行為の状況



○ 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ2,558件(6.9%)の減少で、中学校・高校に比較すると減少率は小さい。  
○ 小学校における暴力行為では、生徒間暴力が74.4%を占めている。  
○ 中学校は前年度に比べ7,225件(25.3%)の減少、高等学校は2,803件(42.1%)の減少となっている。形態別では最も割合の高い生徒間暴力が大幅に減少している。

### 障害学生数と障害学生在籍率の推移



日本学生支援機構(JASSO)



小学校（中学校）学習指導要領解説 総則編

第4節 児童（生徒）の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

高等学校学習指導要領解説 総則編

第6章 生徒の発達の支援

第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- (1) 障害のある児童（生徒）などへの指導
- (2) 海外から帰国した児童（生徒）や外国人の児童（生徒）の指導
- (3) 不登校児童への配慮
- (4) 学齢を経過した者への配慮（中学校のみ）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して  
 ～全ての子供たちの可能性を引き出す、  
 個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するために「指導の個別化」と「学習の個性化」が必要である。

「指導の個別化」と「学習の個性化」については、教師視点から整理した概念が「個に志じた指導」であり、学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」であると整理されている。

通常の学級担任等が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」と判断した児童生徒数の割合

平成14年調査（ 6. 3% ）

平成24年調査（ 6. 5% ）

令和4年調査（ ）

※「学習面での著しい困難」「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」のいずれか一つあるいは複数で著しい困難を示す

※「行動面で著しい困難」「不注意」「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す

「精神疾患の診断・統計マニュアル」  
(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)

アメリカ精神医学会が出版している、精神疾患の診断基準・診断分類

※現在、第5版となる「DSM-5」

※2013年に発表され、適用済

2005年4月施行、改正法2016年8月施行

第二条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2

この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」

(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)

世界保健機関 (WHO) が作成している国際的な診断基準

※現在、第10版となる「ICD-10」

※2018年6月に第11版を公表しており、わが国においても適用に向けた準備が進んでいる。

(補足) アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害について

【DSM-5】

○ アスペルガー症候群がなくなる。

○ 広汎性発達障害は、

自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害

○ 注意欠陥多動性障害は、

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害

※ICD-11も同じような方向で動いている

○障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの  
充実に向けて～（文部科学省、令和3年6月）

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した

支援について（通知）文部科学省、平成25年10月4日

DSM-5：限局性学習症/限局性学習障害  
Specific Learning Disorder

- (1) 不的確または速度が遅く、努力を要する読字
- (2) 読んでいるものの意味を理解することの困難さ
- (3) 綴字（ていじ）の困難さ
- (4) 書字表出の困難さ
- (5) 数字の概念、数値、または計算を習得することの困難さ

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、  
聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論すると  
いった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つない  
し複数の特定の能力についてなかなか習得できな  
かったり、うまく発揮することができなかつたりす  
ることによって、学習上、様々な困難に直面してい  
る状態をいう。

【基幹研究（令和元年度～2年度）】

社会とのつながりを意識した※1発達障害等への専門性の  
ある支援に関する研究  
～二次的な障害※2の予防・低減に向けた  
通級による指導等の在り方に焦点を当てて～

※1「社会とのつながりを意識した」

、教育と医療、福祉、矯正教育などの他分野との協働により、よ  
り包括的で、実社会に近い実情の把握と、課題解決の有効性につ  
いての汎用性を高めるという意図を表している。

※2「二次的な障害」

併存症を扱う医学的な「二次障害」と同等ではなく、障害に関  
して適切な対応の不足により起きてしまった順序性を伴う  
という意味での「二次的な障害」を教育分野における概念として  
位置付けている。

発達障害の子供の中には...

- ・発達障害のある子供は、周囲から適切な対応が行われなかった場合、学習活動への意欲や自己評価および自尊心を過剰に低下させてしまうことがある。
  - ・発達障害の特性により、本人が意図していなくても、周囲からの否定的な反応を引き出しやすく、注意や叱責を受けることで不安を高めてしまうことがある。
- 二次的な障害に陥っている子供がいる。
- ・二次的な障害のきっかけとなる経験の積み重ねは、幼少期から始まっている。

①学びへのアクセスを整える

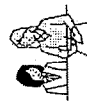
～ 学びへのアクセス ～

通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、障害による障壁をなくし、子供の能力を最大限発揮できる状況を創り出す

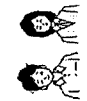
- ・子供たちにとって学習内容がわからないことは、学校生活全体に大きな影響を与える
- ・わかりやすい学びの機会の確保
- ・多様な学び方の提供
- ・子供の学びやすさへの注目

二次的な障害への予防的な関わりとして  
学校教育に期待される3つの視点

「学びへのアクセス」を整える



「自己理解」を促す関わり



「信頼感」を育む関わり

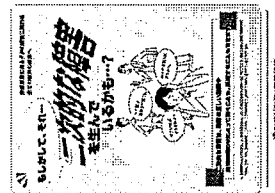


国立特別支援教育総合研究所 ウェブサイト

研究成果報告書



リーフレット



②「自己理解」を促す関わり

～ 自己理解を促す ～

なりたい自分を出発点に、成功体験による自信の獲得や自己肯定感を軸として自分の良さや課題となる点への気付きの促し、このために必要な対応を検討すること

「キャリア・コンサルティング技法等に関する調査研究報告書」  
(労働者のキャリア形成支援のためのキャリア・コンサルティング・マニュアル)  
平成13年5月

- 2 キャリア・コンサルティングの実施に向けて  
(キャリア形成のための6つのステップ)
- (1) 自己理解  
進路や職業・職務、キャリア形成に関して「自分自身」を理解する。
- (2) 仕事理解  
進路や職業・職務、キャリア・ルートの種類と内容を理解する。
- (3) 啓発的経験  
選択や意思決定の前に、体験してみる。
- (4) キャリア選択に係る意思決定  
相談の過程を経て、(選択肢の中から) 選択する。
- (5) 方策の実行  
仕事、就職、進学、キャリア・ルートの選択、能力開発の方向など、  
意思決定したことを実行する。
- (6) 仕事への適応  
それまでの相談を評価し、新しい職務等への適応を行う。

33

生徒指導提要 第3節 青年期の心理と発達(平成22年3月)

- 2 発達障害と思春期
- (3) 自己理解の難しさ  
発達障害のある児童生徒は、思春期になると多くの場合、学習活動などにおいて皆と同じように取り組めない経験の積み重ねから、自分に苦手な分野があることや他の児童生徒との違いに気付いてきます。対応の難しい場面で自分なりの試行錯誤を繰り返したり、他者からの助言を受け入れたりしながら、苦手なことに対する解決方法や対処の仕方などを身に付けていきます。また、そうしなければならぬことを本人なりに理解するようになります。

34

発達障害のある児童生徒が将来に向けてこれからの自分の生き方を考えていく上で、発達障害としての特性を把握し、障害を個性として受け止め、自己理解を図ることが重要です。そして、身近で生活している人たちにとって、本人の障害受容をどう手伝うかが問題になってきます。

しかし、本人にとつては、それらの難しさが障害に起因するものと認めることには大きなハードルがあります。発達障害に対する社会の受け止め、理解が十分でない現状では、障害という言葉は非常に重いもので、傷つき、悩み、不安感が高まります。障害の受容を進めることが、必ずしも社会への適応の早道ではなく、本人の自己理解の段階によっては苦しむことになるということを、周囲の者が十分に理解しておくことが重要です。

35

少し時間をかけて、障害特性を個性として受け止めることから、得意な面は伸ばし、苦手な面は工夫して取り組める努力をしていくことに目を向け、心の面も含めて対応していくことが大切です。

生徒指導提要



H 2 2 . 3

生徒指導提要  
(改訂版)



R 4 . 1 2

文部科学省 ウェブサイト

36

### 「信頼感」を育む関わり

～ 信頼感を育む ～  
安定した対人関係や困ったときに人に頼る際に必要となる気持ちや感情を育むこと

- ・「安心感」が確保できる
- ・障害の特性や教育的ニーズを踏まえた指導ができる場
- ・「受容的・肯定的に対応すること」や「話をきくこと」をとおして、安心感を与えたり、支援的に関わったりすることが大切にされている
- ・大人が肯定的な姿勢で子どもにも向き合い、しっかりと話を聞くといった経験の積み重ねができる

少年院との処遇検討会での発言

37

### 合理的配慮について(中教審初中分科会報告(H24.7))

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ・障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

39

### 合理的配慮について

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点(※)を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。  
(中教審初中分科会報告(H24.7))

【障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)】

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(第7条第2項)

40

### Ⅲ. 学校における指導や支援

38

## 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」：障害のある子供に対する支援については、法令に基づいた具体的な措置事項に加え、関係団体団体で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育団体の連携をそれぞれ行う。  
 ① ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

学校における合理的配慮の取組（3歳歳上以降）

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

## 支援のポイントを探しましょう!

Nothing about us without us

「これまでの支援」と「合理的配慮の提供」

<これまでの支援>

<合理的配慮の提供>

※ 学校教育においては、当事者の申し出が難しいと判断されるため保護者の意見も最大限尊重する。

高等学校における  
授業のアクセシブル・デザイン  
～生涯の多様な学びをささげるハンドブック～



**授業の準備（持参物・使用教材の確認）**



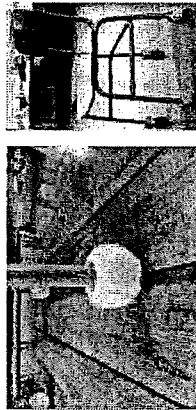
<支援のポイント>  
学習で使用する教材やプリントに教科名と番号をつけ、次の時間に必要なものを知らせる。

<支援の背景>

- 生徒が忘れないように板書 ⇒ ノートに転記
- 年度初めに教科書を生徒に渡す際、記入
- 特性のある生徒への対応

**IV. 事例や実践をとおして**

**教室全体への配慮（聴覚的な刺激の軽減）**

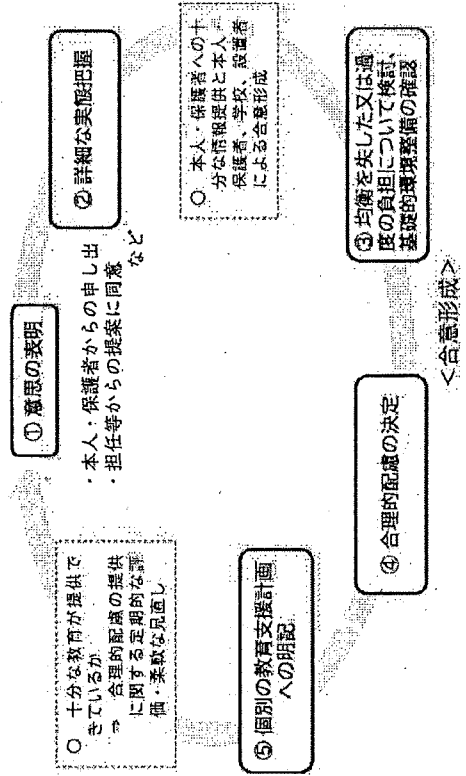


<支援のポイント>  
椅子や机が床に擦れる音を軽減するためにテニスボールを脚に取り付ける。

<支援の背景>

- 難聴の生徒のための騒音軽減措置
- 他の生徒にも有効

**合理的配慮の提供の決定までのプロセスの例**





事例1 小学5年生のAさん（書くことが困難）

困難さ：文字を「書くこと」  
 場面：通常の学級での授業中

49

Aさんへの合理的配慮の検討

①意思の表明	授業中に板書を写す負担を軽減してもらいたい
②実態把握	文字のバランスが上手にとれない
③均衡を失った又は過度の負担	特になし
④合理的配慮の決定	
⑤個別の教育支援計画等への明記	
⑥合理的配慮の提供に関する評価・見直し	
その他	

50

事例3 中学3年生のBさん

困難さ：文字を「書くこと」  
 場面：通常の学級でのテスト  
 ※タブレット型端末を使用

51

Bさんへの合理的配慮の検討

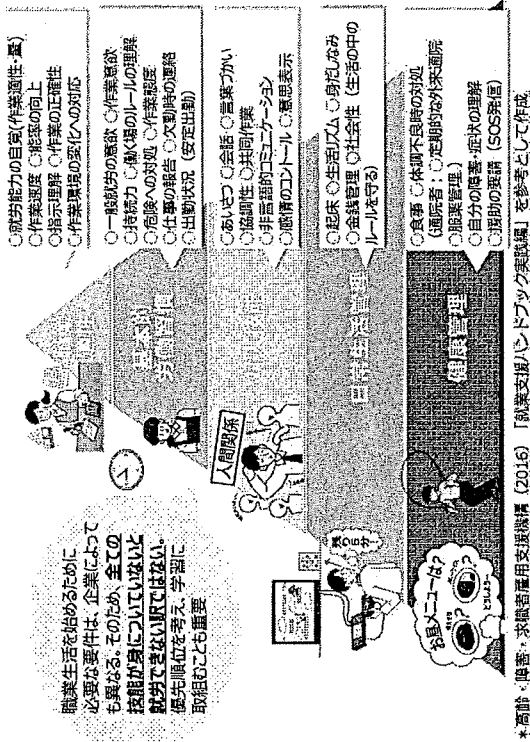
①意思の表明	テストでタブレット端末を使用したい
②実態把握	文字が大きすぎて乱雑、筆圧が強い、自分の文字が読めなくて困っている
③均衡を失った又は過度の負担	
④合理的配慮の決定	
⑤個別の教育支援計画等への明記	
⑥合理的配慮の提供に関する評価・見直し	

52

### Bさんへの合理的配慮の検討

- ③均衡を失した又は過度の負担  
※提供者・本人の負担、周囲の生徒への説明
- ④合理的配慮の決定  
※タブレット端末の持ち込みを認めるか
- ⑤個別の教育支援計画等への明記  
※どのように記載するか
- ⑥合理的配慮の提供に関する評価・見直し  
※何をどのようにに評価し、見直すか

### 職業準備性のピラミッド



社会的・職業的自立に向けて必要な力の土台や基礎になるものとして考えられるか

### Bさんへの合理的配慮の検討

- ⑦その他
  - ・テスト問題の受け渡し方法 (USB、メールなど)
  - ・解答方法について
  - ※記号の問題、図形やグラフの問題
  - ・個人所有の端末の持ち込み (紛失や故障)
  - ・カンニング対策

### 今後に向けて

- ・終身雇用からキャリアアップへ
- ・特別支援学校高等部 (病弱、肢体不自由) のリモートワークによるインターンシップ
- ・テレワークへの対応  
※PCの技能以上に求められるスキル
- ・令和3年度学校基本調査 (文部科学省) 大学卒業者数583,518人の内  
進学も就職もしていない者 約 9.6 %

## 実践① 本人参加型ケース会 (小学校)

通常の学級に在籍する小学4年生のAさん

<学級担任が気になっていて、作戦会議をしよう!>

- ・自分に自信がもてていない。
- ・学級の学習活動や、係活動に参加することが難しい。

「児童の今後について、作戦会議をしよう!」と伝える

参加者：児童が参加者を考え、招集する

方法：放課後(3～4か月に1回、15分程度)

内容：本人のよいところ・困っていること・どうなりた  
いか、必要なこと等を確認する

57

57

## 実践② 学びのカルテ (中学校)

～学びのカルテ～

- ・生徒版の個別の指導計画のよなもの
- ・生徒と保護者担任、通級担当が一緒に作成
- ・高校入試、高校生活、その後を考える
- ・引き継ぎのものが無いように...

【通級による指導】

- ・子供の権利条約
- ・自分の学びの特性を知ろう (認知特性の理解)
- ・専門家からのアドバイス (心理検査結果の確認)
- ※得意なこと、苦手なことの確認
- ・先生や友だちにお願ひしたいことの整理
- ・各教科の希望する座席位置

59

## ケース会に際して工夫したこと

やりとり	備考
「これはどう?」	1つのことに対する意思の表出
「どっちがいい?」	2つの選択
「どれがいい?」	3つ以上の選択
「どうしたい?」 「どう思う?」	選択肢なし
「これはどう?」	提案への同意、拒否
「どうしてそう思う?」	自分の気持ちの表出

58

## 実践② 学びのカルテ (中学校)

<学習面>

- ・作文を自分で書くことが苦手
- ・急に指名しないで欲しい
- ・「考えといて」と言われても、何をしたら良いのかわからないことがある

<生活面>

- ・いつも耳栓をしているので、知っていて欲しい
- ・大きな声が苦手で、びっくりすることも苦手
- ・忘れ物が多いので、声かけをお願いしたい

<部活動>

- ・心に余裕がないときは、参加できないことがある

60

高等学校における特別支援教育の推進に関する  
調査研究協力者会議(報告)2016

4. 高等学校における通級による指導の制度化に当たっての  
充実方策

(3) 学校の役割

特別支援教育は、生徒に関わる全ての教職員が適切に対応することとその効果が上がるものため、校長が特別支援教育実施の責任者としてリーダーシップを発揮しつつ、学校全体として特別支援教育に取り組む体制を整備し、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが必要である。高等学校においては、全ての教職員の障害者理解や特別支援教育への理解を深めることが重要であり、特定の教員のみが対応すれば良いと考えることは誤りである。特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員が担う役割は特別支援教育の一部であることを全ての教職員が理解し、教職員一人一人が生徒の声を丁寧に聴き、困難を把握し、生徒と共に個々の支援体制を形成することが、高等学校における支援体制づくりの根幹であると考えられる。

61

Aさんへの合理的配慮の提供

①意思の表明	授業中に板書を写す負担を軽減してもらいたい
②実態把握(困難さ)	文字のバランスが上手にとれない
③均衡を失った又は過度の負担	特になし
④合理的配慮の決定	マス目プリントを準備
⑤個別の教育支援計画等への明記	マス目(大⇒小) ⇒ 縦線 ⇒ 白紙と段階的に指導・支援を行う
⑥合理的配慮の提供に関する評価・見直し	毎月、本人と保護者に授業等での様子を聴き取る
その他	他の児童に対しても同様なプリントを準備し、選択できるようにした

63

MEMO

Bさんへの合理的配慮の検討

①意思の表明	テストでタブレット端末を使用したい
②実態把握	文字が大きすぎて乱雑、筆圧が強い、自分の文字が読めなくて困っている
③均衡を失った又は過度の負担	個人で所有しているタブレット端末を使用周囲の生徒への説明は、本人と担任
④合理的配慮の決定	すべての教科でタブレット端末の使用を許可
⑤個別の教育支援計画等への明記	授業中にタブレット端末を使用
⑥合理的配慮の提供に関する評価・見直し	本人の学びやすさを聞き取りながら(毎月)、取り組みを評価

62

64

発達障害教育推進センター

HOME | 発達障害教育推進センター | 発達障害教育推進センター | 発達障害教育推進センター

発達障害と生活等

「生徒指導リポート」を作成しました

【11月号】の取組

発達障害教育推進センター

発達障害教育推進センター

発達障害教育推進センター

発達障害ナビポータル

発達障害ナビポータル

ポータルサイトのご案内

相談 | 支援 | 研修 | 調査 | 評価 | 教材 | イベント

発達障害ナビポータル

